

## 随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 平成26年度北海道後期高齢者医療広域連合給付等関連業務委託契約
- 2 見積書徴取日 平成26年3月20日(木)
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会 理事長 石子 彭培  
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 契約金額 295,569,313円(消費税込み)
- 5 その他

・履行(又は納入)期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日

- 6 契約の相手方を選定した理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理由① 本業務は、レセプト・各種申請書の画像データ処理による保管及び療養費請求に関する調査確認など、非常に専門性の高い業務であるとともに、被保険者の個人情報への取扱いにも細心の注意が必要となることから、情報漏えい防止等のセキュリティ面においても高度な機密性の確保が要求される。

また、厚生労働省から提供されている後期高齢者医療制度の電算システムである標準システムを軸として展開する業務も多く、標準システムの熟度の高さも必要とされる。

「北海道国民健康保険団体連合会」は、後期高齢者医療制度と類似した国民健康保険制度において、全道すべての市町村から委託を受けて、各保険者が行う国民健康保険の事務処理のうち、各保険者に共通する事務を一元的に共同処理として実施しており、そのノウハウも十分有している唯一の事業者であり、平成20年度から平成25年度においては、本広域連合から委託を受け、レセプト等の画像データ処理による保管及び療養費請求に関する調査確認業務のほか、診療報酬明細書の審査支払に関する業務、高額療養費に関する業務、被保険者の給付記録に関する業務、過誤調整に関する業務などの給付等に関連する多数の業務処理を行ってきたところであり、これらの受託業務で培った経験及び実績を活かすことによって、平成26年度において、より効果的な運用が行えるものとする。

さらに、標準システムの運用保守を「北海道国民健康保険団体連合会」が引き続き受託して行うため、給付等関連業務に必要な情報の管理も安全かつ効率的に行うことが出来るものと判断する。